

令和 6 年第 4 回（1 2 月）

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

令和6年第4回（12月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第160号	川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例……………	1
議案第161号	川口市税条例の一部を改正する条例……………	2
議案第162号	川口市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例……………	3
議案第163号	川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例……………	4
議案第164号	川口市霊園設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	6
議案第165号	川口市都市計画法関係事務手数料条例の一部を改正する条例…	7
議案第166号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた めの関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例……………	12
議案第167号	川口市下水道条例の一部を改正する条例……………	14
議案第168号	川口市特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識 の設置に関する条例……………	15
議案第169号	工事請負契約の締結について（川口市障害者短期入所施設柳 崎しらゆりの家新築工事）……………	17
議案第170号	工事請負契約の締結について（川口市障害者短期入所施設柳 崎しらゆりの家新築工事のうち電気工事）……………	18
議案第171号	工事請負契約の締結について（川口市障害者短期入所施設柳 崎しらゆりの家新築工事のうち設備工事）……………	19
議案第172号	工事委託契約の変更契約の締結について（東北本線蕨・南浦 和間芝陸橋改修工事委託）……………	20
議案第173号	工事請負契約の変更契約の締結について（新庁舎2期棟建設 工事のうち建築工事）……………	21
議案第174号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	22
議案第175号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	23
議案第176号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	24
議案第177号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	25
議案第178号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	26

議案第 1 7 9 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	2 7
議案第 1 8 0 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	2 9
議案第 1 8 1 号	訴えの提起について（住宅使用料の請求）	3 0
議案第 1 8 2 号	訴えの提起について（住宅使用料の請求）	3 1
議案第 1 8 3 号	専決処分の承認について（令和 6 年度川口市一般会計補正予算）	3 3
議案第 1 8 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立戸塚児童センター）	4 5
議案第 1 8 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家）	4 6
議案第 1 8 6 号	川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	4 7

議案第 160 号

川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川口市職員退職手当支給条例（昭和 37 年条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 5 項中「引き続いて日本電信電話株式会社」の次に「（同法第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 16 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市職員退職手当支給条例第 15 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した川口市職員退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 161 号

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和 29 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 143 条第 4 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 11 条の 2 中第 17 項を第 19 項とし、第 16 項を第 18 項とし、第 15 項の次に次の 2 項を加える。

16 法附則第 15 条第 4 項第 1 号に掲げる施設について同項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

17 法附則第 15 条第 4 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 23 条の 2 中「若しくは第 38 項」を「、第 38 項若しくは第 42 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 36 条の 2 第 9 項及び第 143 条第 4 項第 1 号の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 162 号

川口市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

川口市犯罪被害者等支援条例（令和元年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とし、第 8 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（見舞金の支給）

第 8 条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市犯罪被害者等支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等により被害を受けた犯罪被害者等について適用する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 6 3 号

川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 9 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 社会事業授産施設（第 4 0 条）」を「第 3 章 社会事業授産施設（第 4 0 条）」に改める。
第 4 章 雑則（第 4 1 条）

第 1 条中「第 3 章において」を「以下」に改める。

第 1 9 条に次の 1 項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援のための計画（以下「個別支援計画」という。）を作成しなければならない。

第 2 4 条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第 2 項中「第 2 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第 2 5 条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録）

第 4 1 条 保護施設及び社会事業授産施設並びにその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 164 号

川口市霊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市霊園設置及び管理条例（昭和 41 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（納骨壇の使用料の特例）

- 3 当分の間、別表の 2 納骨堂使用料の(1) 納骨壇の表は、次のとおり読み替えるものとする。

（1）納骨壇

区 分	単 位	使 用 料
通常保管	焼骨 1 体につき 3 年	9, 3 5 0 円
短期保管	焼骨 1 体につき 1 年	2, 7 5 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、使用の許可の期間の初日（以下「使用開始日」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である納骨壇の使用に係る使用料について適用し、使用開始日が施行日前である納骨壇の使用に係る使用料（この条例の施行の際現に収蔵されている焼骨に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に使用開始日が施行日以後である納骨壇の使用の許可を受けた者から当該使用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市霊園設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 165 号

川口市都市計画法関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市都市計画法関係事務手数料条例（平成 11 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市都市計画法等関係事務手数料条例

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。）を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）」に改める。

第 2 条の見出しを「（都市計画法に関する事務の手数料の額等）」に改め、同条中「法及び省令」を「都市計画法（以下この条において「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下この条において「省令」という。）」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事務の手数料の額等）

第 3 条 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この条において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下この条において「省令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

（1）法第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請手数料

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

（ア）切土又は盛土をする土地の面積が

500 平方メートル以内のとき。 1 件につき 16,000 円

（イ）同

500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のとき。

同 27,000 円

（ウ）同

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のとき。

同 39,000円
(エ) 同

2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき。

同 57,000円

(オ) 同

3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。

同 72,000円

(カ) 同

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。

同 96,000円

(キ) 同

10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。

同 150,000円

(ク) 同

20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき。

同 230,000円

(ケ) 同

40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき。

同 370,000円

(コ) 同

70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき。

同 530,000円

(サ) 同

100,000平方メートルを超えるとき。

同 690,000円

イ 土石の堆積に関する工事の場合

(ア) 土石の堆積をする土地の面積が

500平方メートル以内のとき。

1件につき 11,000円

(イ) 同

5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 1 3, 0 0 0 円

(ウ) 同

1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 1 6, 0 0 0 円

(エ) 同

2, 0 0 0 平方メートルを超え 3, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 1 9, 0 0 0 円

(オ) 同

3, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 2 8, 0 0 0 円

(カ) 同

5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 3 1, 0 0 0 円

(キ) 同

1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 2 0, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 3 8, 0 0 0 円

(ク) 同

2 0, 0 0 0 平方メートルを超え 4 0, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 5 2, 0 0 0 円

(ケ) 同

4 0, 0 0 0 平方メートルを超え 7 0, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 7 2, 0 0 0 円

(コ) 同

7 0, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0 0, 0 0 0 平方メートル以内のとき。

同 1 0 0, 0 0 0 円

(サ) 同

1 0 0, 0 0 0 平方メートルを超えるとき。

同 1 3 0, 0 0 0 円

(2) 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可申請手数料

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が690,000円を超えるときは、その手数料の額は、690,000円とする。

(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ前号アに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな切土又は盛土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号アに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

イ 土石の堆積に関する工事の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が130,000円を超えるときは、その手数料の額は、130,000円とする。

(ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前号イに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土石の堆積をする土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号イに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

(3) 省令第88条の規定に基づく法第12条第1項又は第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付手数料 1件につき 6,000円

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 166 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川口市中高層建築物の建築に係る事前公開等の手続及び紛争の調整に関する条例の一部改正)

第 1 条 川口市中高層建築物の建築に係る事前公開等の手続及び紛争の調整に関する条例（平成 11 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「若しくは法」を「若しくは」に改め、「第 18 条第 2 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

(川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部改正)

第 2 条 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 11 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同項第 6 号中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に、「法第 18 条第 21 項」を「同条第 30 項」に改め、同項第 7 号中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同号ア中「法第 18 条第 21 項」を「第 18 条第 30 項」に改め、同項第 8 号及び第 9 号中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同項第 10 号中「第 18 条第 20 項」を「第 18 条第 29 項」に改め、同項第 11 号中「法第 18 条第 24 項第 2 号」を「第 18 条第 38 項第 2 号」に改め、同条第 4 項第 2 号中「法第 18 条第 20 項」を「第 18 条第 29 項」に改める。

第 3 条第 1 号中「第 18 条第 24 項第 1 号」を「第 18 条第 38 項第 1 号」に改める。

(川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例の一部改正)

第 3 条 川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例（令和 5 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「（法）」を「及び第 4 項（これらの規定を法）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 167 号

川口市下水道条例の一部を改正する条例

川口市下水道条例（昭和 47 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、法令に定めがある場合その他管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第 6 条の 2 第 1 号中「が 1 人以上専属している」を「を選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、埼玉県内の他の営業所の責任技術者を兼任することを妨げない。

第 6 条の 19 及び第 6 条の 22 第 2 項中「専属する」を「所属する」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項第 1 号中「それぞれ」を削り、同項第 10 号中「流域関連公共下水道」の次に「（次項において「流域関連公共下水道」という。）」を加え、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の 3 第 1 項第 10 号の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 6 8 号

川口市特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する 条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 3 8 条第 3 項、第 4 5 条第 1 項及び第 5 4 条第 1 項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第 3 条 法第 3 8 条第 3 項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
 - (2) 法第 3 0 条に規定する雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
 - (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
 - (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - (6) 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第 4 条 法第 4 5 条第 1 項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先

(5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

(2) 貯留機能保全区域の位置

(3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

(4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年7月1日から施行する。

令和6年11月29日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 6 9 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家新築工事
- 2 工 事 場 所 川口市柳崎 1 丁目 1 3 番 2 9 号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 6 7 5 , 4 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市並木 4 丁目 1 4 番 5 号

伸明建設株式会社

代表取締役 青 木 祥 禎

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 170 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家新築工事のうち
電気工事
- 2 工 事 場 所 川口市柳崎 1 丁目 13 番 29 号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 202,703,600 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市中青木 5 丁目 11 番 2 号
株式会社彩電業社

代表取締役 田 中 利 和

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 171 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家新築工事のうち
設備工事
- 2 工 事 場 所 川口市柳崎 1 丁目 13 番 29 号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 191,774,000 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市並木 2 丁目 34 番 8 号
株式会社アルファーク企画
代表取締役 北 村 泰 人

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 172 号

工事委託契約の変更契約の締結について

次のとおり工事委託契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 委 託 名 東北本線蕨・南浦和間芝陸橋改修工事委託
- 2 履 行 場 所 川口市芝塚原 1 丁目地内
- 3 契 約 金 額 変更前 266,605,544 円
変更後 233,961,307 円
- 4 契約の相手方 埼玉県さいたま市大宮区錦町 434 番地 4
東日本旅客鉄道株式会社

執行役員大宮支社長 石 井 剛 史

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 173 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 新庁舎 2 期棟建設工事のうち建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市青木 2 丁目 1 番 1 号 |
| 3 | 契 約 金 額 | 変更前 11,030,800,000 円
変更後 11,315,040,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県川口市青木 2 丁目 5 番 10 号
埼玉建興・埼玉和特定建設工事共同企業体 |

埼玉県川口市青木 2 丁目 5 番 10 号

埼玉建興株式会社

代表取締役 武 井 美 親

埼玉県川口市栄町 3 丁目 13 番 1 号

埼玉和興産株式会社

代表取締役 北 濱 雄 嗣

上記代表者

埼玉建興株式会社

代表取締役 武 井 美 親

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 7 4 号

訴えの提起について

学校給食費及び放課後児童クラブ利用料に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 A氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費及び放課後児童クラブ利用料について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及び放課後児童クラブ利用料並びにこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費及び放課後児童クラブ利用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 175 号

訴えの提起について

学校給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 B 氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 176 号

訴えの提起について

学校給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

上尾市在住 C 氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 177 号

訴えの提起について

学校給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 D 氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 178 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 E 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 179 号

訴えの提起について

学校給食費、放課後児童クラブ利用料及び保育所給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 F 氏

G 氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費、放課後児童クラブ利用料及び保育所給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費、放課後児童クラブ利用料及び保育所給食費並びにこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費、放課後児童クラブ利用料及び保育所給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 180 号

訴えの提起について

学校給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

戸田市在住 H 氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 181 号

訴えの提起について

住宅使用料の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 I 氏

久喜市在住 J 氏

2 事件の内容

上記の者は、住宅使用料について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し住宅使用料及びこれに係る延滞金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から住宅使用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 182 号

訴えの提起について

住宅使用料の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

春日部市在住 K 氏

千葉県千葉市在住 L 氏

2 事件の内容

上記の者は、住宅使用料について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し住宅使用料及びこれに係る延滞金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から住宅使用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 183 号

専決処分の承認について

令和 6 年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

専 決 処 分 書

令和 6 年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 3 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

令和 6 年度川口市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度川口市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 8 , 0 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 3 , 4 5 2 , 2 2 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 県支出金		13,867,657	208,096	14,075,753
	3 委託金	997,090	208,096	1,205,186
歳 入 合 計		263,244,127	208,096	263,452,223

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		37,924,040	208,096	38,132,136
	4 選挙費	83,166	208,096	291,262
歳	出	合	計	
		263,244,127	208,096	263,452,223

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
17 県支出金	13,867,657	208,096	14,075,753
歳入合計	263,244,127	208,096	263,452,223

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	37,924,040	208,096	38,132,136
歳 出 合 計	263,244,127	208,096	263,452,223

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
208,096	0	0	0
208,096	0	0	0

2 歳 入

1 7 款 県支出金 3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	990, 870	208, 096	1, 198, 966
計	997, 090	208, 096	1, 205, 186

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
6 衆議院議員総選挙委託金	207,800	衆議院議員総選挙委託金	207,800
7 最高裁判所裁判官国民審査委託金	296	最高裁判所裁判官国民審査委託金	296

1 7 款 県支出金

3 歳 出

2 款 総務費 4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一般財源
				国県支出金			
3 衆議院議員 総選挙費	0	207,800	207,800	207,800 県支出金			
4 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	296	296	296 県支出金			
計	83,166	208,096	291,262	208,096	0	0	0

(単位:千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
1 報酬	11,766	管理者報酬 4,616 立会人報酬 7,150	職員人件費【選挙管理委員会事務局】 10,745 衆議院議員総選挙費 197,055
3 職員手当等	10,745	時間外勤務手当 10,000 休日勤務手当 745	
7 報償費	24,876	事務従事者報償金 24,876	
8 旅費	5	普通旅費 5	
10 需用費	5,758	消耗品費 4,387 燃料費 137 食糧費 123 印刷製本費 477 光熱水費 42 修繕料 592	
11 役務費	69,180	通信運搬費 29,449 広告料 106 口座振替手数料 178 廃棄物処理手数料 88 賠償責任保険料 168 人材派遣手数料 37,780 クラウドサービス利用料 209 新聞折込料 567 投票用紙交付機等点検手数料 635	
12 委託料	58,957	システム開発・保守委託料 3,861 搬送委託料 2,475 会場設営等委託料 4,512 看板等製作委託料 557 警備等委託料 4,986 清掃委託料 405 公営掲示板設置等委託料 17,480 電話交換業務委託料 231 入場券作成等委託料 9,627 選挙公報等作成委託料 726 選挙公報等配布委託料 13,589 ごみ処分委託料 508	
13 使用料及び賃借料	26,513	会場等借上料 464 電子複写機等借上料 179 自動車借上料 1,578 器具等借上料 8,552 利用者駐車場使用料 920 仮設投票所借上料 14,820	
10 需用費	167	消耗品費 47 印刷製本費 120	最高裁判所裁判官国民審査費【選挙管理委員会事務局】 296
12 委託料	129	国民審査氏名掲示貼付業務委託料 129	

2 款 総務費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
			報酬 (千円)	計 (千円)		
補正後	その他の特別職	4,221	305,423	331,408	349,075	
	計	4,266	630,287	854,838	972,545	
補正前	その他の特別職	3,659	293,657	319,642	337,309	
	計	3,704	618,521	843,072	960,779	
比 較	その他の特別職	562	11,766	11,766	11,766	
	計	562	11,766	11,766	11,766	

2 一般職

(1)総括

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当(千円)	計 (千円)		
補正後	13,633,577	30,269,326	35,830,075	
補正前	13,622,832	30,258,581	35,819,330	
比 較	10,745	10,745	10,745	

職員手当の 補正の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	1,069,854	205,059
	補正前	1,059,854	204,314
	比 較	10,000	745

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当(千円)	計 (千円)		
補正後	13,165,210	27,950,880	33,171,632	
補正前	13,154,465	27,940,135	33,160,887	
比 較	10,745	10,745	10,745	

職員手当の 補正の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	1,038,670	205,059
	補正前	1,028,670	204,314
	比 較	10,000	745

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	10,745	その他の増減分	10,745		

議案第 184 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立戸塚児童センター

- 2 指定管理者となる団体の名称

川口市栄町 1 丁目 4 番 16 号

株式会社コマーム

代表取締役社長 小 松 秀 人

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 185 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家

2 指定管理者となる団体の名称

川口市本町 3 丁目 9 番 21 号

社会福祉法人ひふみ会

理事長 吉 田 優

3 指定の期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 186 号

川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

川口市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任するため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により同意を求める。

記

花 村 奈生子 52 歳 川口市在住

令和 6 年 11 月 29 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 花 村 奈生子

年 齢 52 歳

現 住 所 川口市在住

平成 23 年 6 月 行政書士登録（埼玉県行政書士会所属）

令和 5 年 5 月 埼玉県行政書士会川口支部理事

令和 5 年 10 月 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター埼玉県支部
総務部長

令和 6 年 9 月 川口市固定資産評価審査委員会委員